

犬パルボウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン

平成 27 年 3 月 26 日（告示第 689 号）一部改正

動生剤基準の犬パルボウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.3、3.5.7 及び 3.5.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、中間製品について同基準の犬パルボウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。